

第2 消 防 体 制

第 2 消 防 体 制

1 消防組織

令和 6 年 4 月 1 日現在における消防組織の現況は以下のとおりである。

消 防 本 部			
消防本部数	消防署数	出張所数	消防吏員数
26	63	127	8,693

消 防 団		
消防団数	分団数	消防団員数
64	620	13,126

埼玉県 63 市町村のうち、単独市町で 13 市町が消防本部を設置、48 市町村が一部事務組合により 13 消防本部を設置、2 町が事務委託で常備化されている。

消防吏員は、8,693 人で前年比 50 人増加している。

消防団は、64 消防団あり、消防団員は 13,126 人で前年に比べ 206 人減少している。

2 消防施設等

消防施設とは、市町村または消防機関が公共の用に供するために設置する消火栓、防火水槽、消防自動車、消防署などをいう。

令和 6 年 4 月 1 日現在、消防水利については、消火栓、防火水槽、井戸及びその他の指定水利を合わせて 118,423 基が設置されている。

また、県内消防本部及び消防団で保有する消防自動車等は、2,375 台となっている。

市町村等は、国が示す「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」を指針とし、消防施設の計画的な整備を図っている。

第 2 - 1 表 自治体消防のあゆみ

年	月 日	記 事
昭和22年	4月30日	勅令第185号により、警防団が消防団と改称。
	9月 6日	県警察本部に消防課を新設する。
	12月23日	消防組織法(法律第226号)が制定される。
	12月16日	埼玉県消防協会が設立される。
昭和23年	2月 5日	埼玉県消防練習所を「埼玉県消防訓練所」と改称する。
	3月 7日	消防組織法が施行され、自治体消防が発足すると同時に県消防課を総務部に移管する。
	同	川口市、熊谷市の各消防本部及び消防署が設置され、県下初の自治体常備消防が発足する。
	3月 8日	川越市消防本部及び消防署が発足する。
	4月 1日	浦和市消防本部及び消防署が発足する。
	4月23日	大宮市消防本部及び消防署が発足する。
	7月24日	消防法(法律第186号)が制定される。
	8月27日	埼玉県消防協会が財団法人として認可される。
	12月 1日	熊谷市消防本部で米軍車輛(シボレー)を救急車に改造し、県下初の救急業務を開始する。
	4月14日	行田市消防本部が発足する。
	5月 9日	埼玉県消防学校を浦和市高砂町に設置し、消防訓練所を廃止する。
	5月13日	埼玉県消防操法大会第1回大会を大宮公園で開催する。
昭和26年	2月 1日	火災予防条例準則(国消管第235号)が定められる。
昭和27年	7月31日	都道府県消防学校が消防組織法の改正により必置制となる。
	10月 1日	秩父市消防本部が発足する。
昭和30年	3月15日	初の消防用短波無線電話器を熊谷消防本部で装備し、使用開始する。
	4月 1日	本庄市消防本部が発足する。
	9月17日	所沢市消防本部及び消防署が発足する。
昭和31年	4月10日	埼玉県危険物安全協会連合会が設立される。
昭和32年	6月 1日	加須市消防本部が発足する。
昭和34年	4月 1日	蕨市消防本部及び消防署が発足する。
	10月 1日	越谷市、飯能市の各消防本部及び消防署が発足する。
昭和35年	2月21日	初の危険物取扱主任者試験が実施される。
	4月 5日	埼玉県消防学校を浦和市常盤町に移転する。
	10月 1日	羽生市消防本部及び消防署が発足する。
	11月 5日	足立町(現志木市)で消防団が救急業務を開始する。
昭和36年	6月 5日	草加市消防本部及び消防署が発足する。
	8月 1日	消防力の基準(消防庁告示第2号)が定められる。
	9月 4日	初の防火管理者講習会が与野市外20か所で実施される。

年	月 日	記 事
昭和37年	11月22日	火災予防条例準則が全面改正される。(自治甲予発73号)
	2月15日	初の屈折はしご付ポンプ車が川口市消防本部で装備される。
昭和38年	4月15日	消防法の改正により、救急業務が消防の任務とされる。
	8月 1日	春日部市消防本部が発足する。
昭和39年	10月 1日	岩槻市消防本部及び消防署が発足する。
	8月12日	初の県主催の防災総合訓練を羽生市で実施する。
	12月 1日	初の化学消防車が川口市消防本部で装備される。
昭和40年	12月10日	消防水利の基準(消防庁告示第7号)が定められる。
	1月 1日	鳩ヶ谷町消防本部が発足する。
	2月17日	市町村消防計画の基準(消防庁告示第1号)が定められる。
	4月 1日	県の消防施設整備制度を設ける。
昭和41年	同	本庄市、東松山市、上尾市、与野市、戸田市、大和町(現和光市)及び皆野町の各消防本部及び消防署が発足する。
	同	川口市消防訓練所が設立される。
	8月 7日	初の消防設備士試験を浦和市立高校で実施する。
	9月 1日	鴻巣市消防本部及び消防署が発足する。
昭和42年	10月15日	埼玉県消防学校を大宮市土呂町に移転する。
	11月 1日	狭山市消防本部及び消防署が発足する。
	4月 1日	入間市、朝霞市及び福岡町の各消防本部及び消防署が発足する。
	7月 1日	蓮田市消防本部及び消防署が発足する。
	8月 1日	足立町(現志木市)消防本部が発足する。
昭和43年	12月 5日	妻沼町消防本部及び消防署が発足する。
	1月 1日	新座市消防本部及び消防署が発足する。
	7月 1日	桶川市消防本部及び消防署が発足する。
	11月 1日	寄居町消防本部及び消防署が発足する。
昭和44年	12月 1日	児玉町消防本部及び消防署が発足する。
	1月 1日	三郷町消防本部及び消防署が発足する。
	3月25日	初の救急指定センターが川口市消防本部に設置され、運用開始される。
	4月 1日	久喜町鷺宮町消防組合(久喜地区消防組合の前身)が発足する。
昭和45年	11月 1日	寄居地区消防組合(寄居町、川本町、花園村)が発足する。
	3月 1日	野上町(現長瀬町)消防本部及び消防署が発足する。
	4月 1日	八潮町消防本部及び消防署が発足する。
	11月 1日	入間東部地区消防組合(福岡町、富士見町、三芳村、大井村)が発足する。
昭和46年	12月 1日	北本町消防本部が発足する。
	4月 1日	秩父市広域市町村圏組合による秩父消防本部、消防署が発足する。
	4月 1日	小川地区消防組合(小川町、嵐山町、都幾川村、東秩父村)、幸手町の各消防本部、消防署が発足する。

年	月 日	記 事
昭和47年	6月15日	吉川・松伏消防本部が発足する。
	10月 1日	深谷地区消防組合（深谷市、岡部町、豊里村）が発足する。
	4月 1日	熊谷地区消防組合（熊谷市、大里村、江南村、妻沼町）が発足する。
昭和48年	10月 1日	坂戸・鶴ヶ島消防組合が発足する。
	3月31日	児玉郡市広域消防本部が発足する。
	4月 1日	川越地区消防組合（川越市、川島町）東松山地区消防組合（東松山市、吉見町、滑川村）、白岡町の各消防本部及び消防署が発足する。
昭和49年	4月 1日	加須地区消防組合（加須市、騎西町、大利根町、北川辺町）が発足する。
	7月22日	第1回消防救助技術指導会埼玉県大会が川口市で開催される。
	12月27日	埼玉県防災行政無線の第1期工事無線局を開局申請する。
昭和50年	4月 1日	庄和町消防本部が発足する。
	7月 1日	杉戸町消防本部が発足する。
	1月 1日	日高町消防本部が発足する。
昭和51年	4月 1日	鴻巣地区消防組合（鴻巣市、吹上町、川里村）の消防本部及び消防署が発足する。
	5月 1日	埼玉県消防学校吹上分校を設置する。
	11月 1日	毛呂山、鳩山消防組合（西入間広域消防組合の前身）が発足する。
昭和53年	2月 1日	埼玉県防災行政無線が完成し、開局する。
	10月 1日	県地震対策室を新設する。
	1月 1日	本校、分校を統合し、吹上町に埼玉県消防学校を設置する。
昭和54年	10月26日	初の山林火災防御訓練を両神村で実施する。
	4月 1日	県消防防災課を消防課と改称、地震対策室を地震防災課とする。
	9月 1日	初の六都県市合同防災訓練を中央会場が千葉市で、埼玉会場が、新座市で開催される。
昭和56年	4月 1日	埼玉県救急医療情報センターが大宮赤十字病院に開設される。
	10月 1日	毛呂山、鳩山消防組合を西入間広域消防組合と改称し、越生町が加入する。
	7月20日	「救急の日（9月9日）」及び「救急医療週間」（消防救第27号）が制定される。
昭和58年	4月 1日	県消防課と地震防災課を統合、消防防災課に再編する。
	同	伊奈町消防本部が設置される。
	4月 2日	伊奈町及び宮代町が消防常備化の政令指定を受ける。
昭和59年	4月 1日	宮代町消防本部及び消防署が発足する。
昭和60年	7月 1日	県民健康センター内の救急医療情報センターで救急医療情報県民案内が開設される。
昭和61年	4月15日	消防法の改正により、救急業務の対象及び応急手当の明確化並びに市町村の救助隊設置の法的根拠が明確化される。

年	月 日	記 事
昭和62年	9月16日	「119番の日」（11月9日）」（消防総第659号）が制定される。
	9月19日	川口市が国際消防救助隊編成協力市として登録される。
昭和63年	5月29日	埼玉県自主防災組織連絡協議会が設立される。
	同	埼玉県婦人防火クラブ連絡協議会が設立される。
	同	埼玉県幼少年婦人防火委員会が設立される。
平成元年	10月 4日	自治省消防庁から「患者等搬送事業指導基準」「患者等搬送事業認定基準」が示される。（消防救第116号）
	11月 1日	初の女性消防団員が幸手市で1名採用される。
	11月17日	全国火災予防運動の実施期間が見直される。 春季全国火災予防運動 3月 1日～ 3月 7日 秋季全国火災予防運動 11月 9日～11月15日
平成 2年	4月 1日	越谷防災基地を開設する。
平成 3年	1月 1日	県の組織改正により、消防防災課に防災航空係（通称：埼玉県防災航空隊）を設置する。
	4月 1日	防災ヘリコプター「あらかわ」の運航を開始する。
	4月23日	救急救命士法が公布される。
	5月15日	（財）救急振興財団が設立され、第1期生60名が研修を開始する。 （本県から2名入校）
平成 4年	4月 1日	小川地区消防組合と東松山地区消防組合が合併し、比企広域市町村圏組合消防本部が設立される。
	4月19日	第1回救急救命士国家試験が行われ、本県からは、（財）救急振興財団の研修生2名を含む、9名の消防職員が合格する。
平成 5年	6月 4日	新座防災基地を開設する。
平成 6年	6月 1日	埼玉県防災学習センター（吹上町）を開設する。
平成 7年	1月17日	「兵庫県南部地震」が発生、神戸市を中心に大規模な被害をもたらし、川口市、浦和市、大宮市、所沢市、入間東部地区消防組合、比企広域市町村圏組合及び川越地区消防組合の各消防本部から応援派遣される。 国がこの地震による災害を「阪神・淡路大震災」と命名する。
	4月 1日	鴻巣地区消防組合が埼玉県中央広域事務組合消防本部に改まる。
平成 8年	1月17日	埼玉県防災ボランティア登録制度がスタートする。
	同	第1回大震災対処訓練を実施する。
	4月 1日	県の組織改正により、防災局長を設置するとともに、消防防災課から地震対策課が独立する。
	4月 1日	埼玉西部広域消防本部（飯能市、日高市、名栗村）が設立され、発足する。これにより、県内の非常備村は南河原村だけとなる。
	同	埼玉県中央広域消防本部に、桶川市、北本市の各消防本部が加入する。
	5月 8日	彩の国レスキュー隊が発足する。
	5月24日	秩父防災基地を開設する。

年	月 日	記 事
平成 9年 平成10年	8月15日	防災ヘリコプター「あらかわ2」の運航を開始し、県の防災ヘリコプターは2機体制となる。
	10月 1日	各消防本部で、消防職員委員会制度がスタートする。
	4月 1日	久喜地区消防組合消防本部に、宮代町消防本部が加入する。
	4月 1日	県の組織改正により、地震対策課を消防防災課に統合する。
平成11年 平成12年	10月 1日	埼玉県南西部消防本部（朝霞市・志木市・和光市・新座市）が発足する。
	9月13日	埼玉県救急救命士養成所を開所する。（第1期30名）
	1月20日	「消防力の基準」の全面改正が行われる。
	2月17日	群馬県不父見山（埼玉県分が主）で大規模な山林火災が発生し、近隣応援～ 29日及び自衛隊災害派遣を要請する。
平成13年	5月16日	埼玉県中央防災基地を開設する。
	3月24日	広島県安芸灘を震源にマグニチュード6.7、震度6弱の地震が発生し、消防庁長官が緊急消防援助隊航空部隊の出動を要請する。
	5月 1日	浦和市・大宮市・与野市の三市合併によりさいたま市消防本部が誕生。
	9月 1日	新宿歌舞伎町において、小規模雑居ビル火災が発生し死者44名（内8名が埼玉県民）の惨事となる。
平成14年	4月26日	上記火災を踏まえて、消防法の一部が改正される。
	7月 1日	「埼玉県震災予防のまちづくり条例」を施行する。
	7月 2日	埼玉県メディカルコントロール協議会が発足する。
	6月18日	消防組織法が一部改正され、緊急消防援助隊が法制化される。
平成15年 平成16年	1月19日	埼玉県単独として初めての「地震対応防災図上訓練」を実施する。
	3月10日	児玉郡美里町で山林火災が発生し約19haを焼失。航空自衛隊、東京消防庁、横浜市消防局に空中消火の応援を要請した。
	7月 5日	本県で初の気管挿管病院実習をさいたま市消防局が、自治医科大学付属大宮医療センターにおいて開始する。
	7月13日	新潟・福島豪雨に係る緊急消防援助隊として、県内9消防本部から計22隊が新潟県に出動し、三条市を中心に267人を救出する。
平成17年	9月17日	さいたま市消防局の救急救命士が、気管内チューブによる気道確保を行うことができる本県最初の救急救命士として認定される。
	10月23日	新潟中越地震が発生。翌24日に緊急消防援助隊の求めにより県内19消防本部から計39隊が被災地で活動する。
	4月 1日	県環境防災部を環境部と危機管理防災部に再編する。
	同	さいたま市と岩槻市、秩父市と吉田町・大滝村・荒川村が合併し、県内消防本部数が38となる。
	6月13日	「消防力の基準」が改正され「消防力の整備指針」として告示される。
	7月 7日	埼玉県と埼玉医科大学、川越地区消防局が、「防災ヘリコプターによるドクターヘリの運航」に係わる協定を締結する。

年	月 日	記 事
平成18年	10月 1日	熊谷市と大里町・妻沼町、鴻巣市と吹上町・川里町、春日部市と庄和町、上福岡市と大井町（新市名：ふじみ野市）、小鹿野町と両神村がそれぞれ合併し、県内消防本部数が37となる。
	10月19日	埼玉県と茨城県、栃木県、群馬県、山梨県の5県で第1回「北関東近県広域航空部隊等合同訓練」を川島町の本田航空エアポートで実施する。
	1月 1日	行田市と南河原村、深谷市と岡部町・川本町・花園町、神川町と神泉村が合併し、県内消防本部数が36となる。
	6月 1日	消防法の改正により、住宅用火災警報器設置が義務化される。
	7月12日	市町村の消防広域化に関する基本指針が示される。
平成19年	7月19日	彩の国レスキュー隊を解散し、埼玉県特別機動援助隊（愛称「埼玉SMART」）が発足する。
	7月16日	新潟県中越沖地震が発生。緊急消防援助隊として防災航空隊が出動。
	8月16日	熊谷地方気象台で40.9℃の気温を観測。日本の気象官署による最高気温を更新した。
平成20年	10月26日	埼玉医科大学総合医療センターによるドクターヘリが就航する。
	3月28日	「埼玉県消防広域化推進計画」が策定される。
	6月14日	岩手・宮城内陸地震が発生。緊急消防援助隊として、さいたま市消防局と防災航空センターから計11隊が出動する。
	7月24日	岩手県沿岸北部を震源とする地震が発生。緊急消防援助隊として、防災航空隊が出動する。
平成21年	10月 8日	消防組織法の一部改正を受け、「緊急消防援助隊埼玉県隊応援等実施計画」及び「同計画運用基準」の一部改正並びに「緊急消防援助隊埼玉県受援計画」の全部改正が行われる。
	7月28日	早朝夜間における防災ヘリコプターによるドクターヘリ的運用の開始。
	10月30日	傷病者の症状等に応じた搬送及び受入れの円滑化を図るため、消防法の一部を改正する法律が施行された。
平成22年	7月25日	埼玉県秩父市大滝地内にて、救助活動中の防災ヘリが墜落し、防災航空隊員2名、本田航空職員2名、秩父消防本部職員1名が殉職する。
	9月 2日	埼玉県防災ヘリコプター墜落事故殉職者合同葬が執行された。
	6～9月	熊谷で猛暑日（最高気温35℃以上）が過去最高の41日を記録した。県内で熱中症等に伴う救急搬送人員が3,819人となる。
	12月24日	本県における「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」を策定する。
平成23年	同	埼玉県防災航空隊山岳救助活動ガイドラインを策定する。
	3月11日	「東北地方太平洋沖地震」が発生。本県は、25消防本部366隊を緊急消防援助隊として被災地に派遣、防災航空隊による応援活動を行った。国は、この地震による災害を総称し、「東日本大震災」と命名した。本県では、昭和41年に発生した台風26号以来、45年ぶりに災害対策本部

年	月 日	記 事
平成24年		を設置し、福島第一、第二原子力発電所の事故発生に伴い、初の危機対策本部を設置した。
	10月11日	県内では負傷者 104人、建築物被害 17,314戸。被災地における埼玉県民の死者 15人（岩手県4人、宮城県9人、福島県2人）であった。また、東京電力による輪番停電（計画停電）が実施された。
平成25年	6月 1日	川口市、鳩ヶ谷市が合併し川口市となり、県内消防本部数が35となる。防災ヘリコプター「あらかわ3」「同あらかわ4(消防庁貸与)」の運行を開始し、県の防災ヘリコプターは3機体制となる。
	11月29日 ～30日	平成24年度緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練を幹事県として陸上自衛隊朝霞訓練場等で実施した。
平成26年	1月16日	川口市消防局の救急救命士がビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保を行うことができる本県最初の救急救命士として認定される。
	4月 1日	所沢市、狭山市、入間市、埼玉西部広域の各消防本部が広域化し、埼玉西部消防局となる。また、久喜地区消防組合、幸手市、白岡市、加須市、杉戸町の各消防本部が広域化し、埼玉東部消防組合消防局となる。これにより、県内の消防本部数が28となる。
	7月27日	平成22年7月に発生した埼玉県防災航空機墜落事故で殉職した5名の慰霊碑を「彩甲斐街道出会いの丘」に設置し、除幕式を行った。
	9月 2日	竜巻により、越谷市、松伏町で住宅全壊31棟の被害をもたらした。越谷市に被災者生活再建支援法が適用された。
	9月16日	竜巻により、熊谷市で住宅全壊10棟の被害をもたらした。熊谷市に被災者生活再建支援法が適用される。
	10月16日 ～31日	台風26号により伊豆大島で土砂災害が発生し、緊急消防援助隊として、救助隊24隊150人（さいたま市消防局）、航空隊9隊47人（県防災航空隊）を東京都大島町に派遣する。
平成26年	12月13日	「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が公布及び施行される。
	2月17日	2月14日から15日にかけての大雪に伴う孤立者等の救助のため、17日に自衛隊に災害派遣を要請する。
	4月 1日	県と市町村共同による「埼玉県・市町村被災者安心支援制度」を創設し、運用を開始する。
	4月 1日	「埼玉県広域災害救急医療情報システム」を活用したタブレット端末を全ての救急車に配備し、運用を開始する。4月28日から本県と群馬県の間で、同システムの相互運用を開始する。
	9月10日	平成25年の竜巻災害で活動した越谷市消防団、熊谷市消防団が防災功労者内閣総理大臣表彰を受賞する。
	11月22日	長野県北部を震源とする地震が発生し、緊急消防援助隊として、航空隊

年	月 日	記 事
平成27年	～23日	1隊7人（県防災航空隊）を長野県に派遣する。
	7月25日	埼玉県女性消防団員大会（公益財団法人埼玉県消防協会主催）が開催され、平成元年11月1日に県内初の女性消防団員が採用されたことにちなんで、11月1日を「埼玉県女性消防団員の日」とすることが宣言された。
	9月10日 ～17日	関東・東北地方において豪雨災害が発生し、緊急消防援助隊として、県内5消防本部56隊202人、航空隊（県防災航空隊）6隊36人を茨城県常総市に派遣する。
	11月 1日	「埼玉県女性消防団員の日」である11月1日を中心に県、市町村、消防団が一体となった消防団PR（県下一斉PR）を行った。
平成28年	4月 1日	草加市、八潮市の両消防本部が広域化し、草加八潮消防局が発足する。これにより、県内の消防本部数が27となる。
	4月14日 ～16日	熊本県熊本地方を震源とした地震が発生し、2度に渡り震度7を記録する。本県からは、職員を派遣して被災地を支援するほか、支援物資としてブルーシート5,000枚を提供する。
	11月 1日	県内の消防団員を地域で支える制度「埼玉県消防団応援プロジェクト」を開始する。
平成29年	2月16日	三芳町で鎮火まで12日間を要する物流倉庫火災が発生する。
	～28日	16日から21日までの間、近隣応援・県下応援・埼玉SMARTの応援隊を含む16消防本部4消防団から延べ703台1,281人が出動する。
	3月27日	栃木県那須町で雪崩災害発生。緊急消防援助隊としてさいたま市消防局から指揮隊及び後方支援小隊（無人ヘリ）を派遣する。
平成30年	4月 1日	坂戸市において、県内初となる学生機能別消防団が発足する。
	4月 1日	越谷市において、学生機能別団員を設置する。
	7月 8日 ～17日	平成30年7月豪雨による被災地支援のため、岡山県倉敷市へ職員を派遣するほか、緊急消防援助隊として航空小隊2隊15人（県防災航空隊）を愛媛県及び高知県に派遣する。
	9月 6日 ～9日	北海道胆振地方中東部を震源とする地震が発生し、緊急消防援助隊として航空小隊1隊8人（県防災航空隊）を北海道勇払郡厚真町に派遣する。
	4月 1日	毛呂山町において、学生機能別団員を設置する。
令和2年	9月 4日	平成31年の林野火災で活動したときがわ消防団、令和元年の台風19号で活動した東松山消防団が防災功労者内閣総理大臣表彰を受賞する。
令和4年	3月 4日	第74回日本消防協会定例表彰式において、毛呂山消防団が特別表彰「まとい」を受賞する。
令和5年	4月1日	上尾市、伊奈町の両消防本部が広域化し、上尾市消防本部となる。これにより、県内の消防本部数が26となる。
令和6年	1月2日	石川県能登半島を震源とする地震が発生し、被災地支援のため職員を派遣

年	月 日	記 事
	～2月12日	するほか、支援物資としてブルーシート2,000枚を提供する。また、緊急消防援助隊として航空小隊2隊14人（県防災航空隊）を石川県輪島市等に派遣する。
	9月21日 ～10月3日	令和6年9月能登半島豪雨による被災地支援のため、緊急消防援助隊として航空小隊2隊8人（県防災航空隊）を石川県に派遣する。

第２－２表 消防常備化の推移

(各年4月1日現在)

区 分	昭和 24年	35年	40年	45年	50年	55年	60年	平成 2年	7年	12年	17年	22年	27年	令和 3年	4年	5年	6年
市町村数(A)	325	95	94	93	92	92	92	92	92	92	85	64	63	63	63	63	63
常備市町村(B)	5	14	24	44	79	87	90	90	90	91	84	64	63	63	63	63	63
単独設置	5	14	24	39	31	32	34	34	30	25	23	24	16	14	14	13	13
組合方式設置				5	48	55	56	56	60	66	61	39	46	48	48	48	48
事務委託												1	1	1	1	2	2
組合方式消防				2	13	15	15	15	15	16	16	12	12	13	13	13	13
常備化率B/A(%)	1.5	14.7	25.5	47.3	85.9	94.6	97.8	97.8	97.8	98.9	98.8	100	100	100	100	100	100

第２－３表 消防施設整備計画の状況

(各年4月1日現在)

区 分		平成27年	令和元年	令和4年
消防ポンプ 自動車(台)	算定数	877	918	909
	整備数	875	869	866
	比率(%)	99.8	94.7	95.3
はしご自動車 (台)	算定数	64	60	59
	整備数	61	60	58
	比率(%)	95.3	100	98.3
化学消防車 (台)	算定数	43	40	39
	整備数	42	41	39
	比率(%)	97.7	102.5	100.0
救急自動車 (台)	算定数	238	236	239
	整備数	219	222	229
	比率(%)	92	94.1	95.8
救助工作車 (台)	算定数	65	61	60
	整備数	61	59	58
	比率(%)	93.8	96.7	96.7
消防水利 (箇所)	算定数	59,334	59,732	60,681
	整備数	46,198	46,745	48,126
	比率(%)	77.9	78.3	79.3

注1 消防施設整備計画実態調査は、おおむね3年に1回実施。

注2 各車両は非常用車両を除く。

注3 「消防ポンプ自動車」数は消防本部と消防団車両の合計数である。

注4 「化学消防車」数は、化学車と泡を放出することができる消防ポンプ車の
合計数である。

注5 「はしご自動車」数は、15m以上の「はしご付自動車」と「屈折梯子付自動車」の合計数である。

第2－4表 消 防 本 部

団 体 名		本部設置 年月日	署 数	出張 所数	消防長		職 員 数				消防 吏員 平均 年齢	消 防			
					専任	兼任	条例 定数	消防 吏員	うち女性	その他 の職員		普 通 車	水槽 付車	はし ご車	化 学 車
令和2年			64	130	27	0	8,646	8,576	347	60	38.5	171	162	61	41
令和3年			64	129	27	0	8,653	8,602	366	61	38.5	175	161	61	40
令和4年			64	127	27	0	8,709	8,642	374	62	38.7	178	159	59	39
令和5年			64	126	26	0	8,877	8,643	376	60	39.0	177	159	57	38
令和6年			63	127	26	0	8,984	8,693	389	59	39.2	177	159	57	38
1	さいたま市	H13.05.01	10	16	○		1,393	1,407	61	5	41.5	16	37	10	4
2	熊谷市	H19.02.13	3	3	○		275	252	12	8	41.0	6	8	2	1
3	川口市	S23.03.07	3	10	○		606	590	33	3	37.6	17	2	3	2
4	行田市	S25.04.14	1	2	○		124	109	6		38.8	4	2	1	1
5	春日部市	H17.10.01	2	6	○		298	294	10	3	38.5	6	7	2	1
6	羽生市	S35.10.01	1	1	○		79	79	0		39.5	4	2		1
7	深谷市	H18.01.01	1	7	○		254	229	6		40.2	5	7	1	1
8	上尾市	S40.04.01	2	5	○		328	339	11		39.4	7	7	2	2
9	越谷市	S34.10.01	1	5	○		331	361	20	3	36.4	7	5	2	1
10	蕨市	S34.04.01	1	1	○		88	84	2	1	37.9	2	2	2	
11	戸田市	S40.04.01	1	2	○		168	152	8	2	36.8		5	2	1
12	三郷市	S44.01.01	1	2	○		175	174	9	1	36.5	3	3	1	1
13	蓮田市	S42.07.01	1	1	○		109	96	7		36.4	2	2		1
14	埼玉県南西部	H10.10.01	4	4	○		485	446	24	14	37.9	11		4	2
15	秩父	S46.04.01	1	4	○		190	179	6		38.3	6	1	1	
16	入間東部地区	S45.11.01	2	3	○		319	290	15	6	38.4	3	5	2	1
17	吉川松伏	S46.06.15	2	1	○		160	157	4	1	39.1	4	2	1	1
18	児玉郡市広域	S48.03.31	1	6	○		229	216	8	1	38.1	6	6	1	1
19	坂戸・鶴ヶ島	S47.10.01	2	2	○		240	215	6	2	36.5	2	4	2	1
20	比企広域	H04.04.01	2	7	○		286	279	10		38.4	2	8	2	2
21	川越地区	S48.04.04	4	4	○		435	443	22	1	41.8	10	5	4	3
22	埼玉県央広域	S51.04.01	3	6	○		349	343	15		39.3	4	8	1	1
23	西入間広域	S51.11.01	1	2	○		120	114	4	7	33.9	2	4	1	
24	埼玉西部	H25.04.01	5	14	○		902	875	46		39.8	23	13	5	4
25	埼玉東部	H25.04.01	6	9	○		682	624	22	1	39.7	17	11	3	3
26	草加八潮	H28.04.01	2	4	○		359	346	22		38.7	8	3	2	2

注1 消防ポンプ自動車等は、非常用自動車を含む。

注2 本表中の「普通車」とは、「消防ポンプ自動車」である。

注3 本表中の「水槽付車」とは、「水槽付消防ポンプ自動車」である。

注4 本表中の「その他」とは、他の車両区分に属さないものである。（起震車以外の緊急自動車として認めら

注5 職員数には、定数外の再任用職員を含む。

現 有 勢 力 状 況

(令和6年4月1日現在)

ポ ン プ 自 動 車 等 (台)																	
救 急 車	指 揮 車	救助 工作 車	小型動力 ポンプ 積載車	小型動力 ポンプ (非車載)	電源 照明 車	広 報 車	空気 充填 車	資機 材搬 送車	支 援 車	ク レ ー ン 車	水 槽 車	移動 無線 車	防災 指導 車	起 震 車	ド ロ ン	水 上 バ イ ク	そ の 他
283	51	59	17	104	2	65	0	84	17	1	12	0	13	9	7	6	124
287	52	59	17	103	2	66	0	85	19	0	12	0	11	9	15	6	125
289	52	60	17	111	2	66	0	87	18	0	12	0	11	9	18	6	127
294	54	59	18	107	2	67	0	87	19	0	12	0	10	9	19	7	129
298	54	59	18	107	2	67	0	87	19	0	12	0	10	9	19	7	129
42	11	12		36	1			11	3		1			1	4	1	30
9	1	2		4				1	1							1	15
19	4	3	13	13				3	2					1	3	1	3
5	1	1		1		3		1			1						
9	1	2	2	1				2	1								2
5	1	1													1		
10	2	1		8		3		2			1					1	1
11	2	3		7		7		1									3
11	1	2						4	1					1			4
4	1	1															1
6	1	1		9		2		2	1		1				1	1	3
7	1	1	2	2		6		1							2		1
5	1	1				1		1							1		1
15	1	1		5				5	1					1	2	1	10
11	2	2						1			1				1		4
9	1	1				6		2	1					1			
5	1	1						3									1
8	1	1						1								1	10
7	2	2				3		3	1		1				1		
11	2	3				13		3	1		2		1	1	2		
13	1	2		9		8		5	1		1			1			4
12	2	1		2		14		1	1								1
4	1	5	1					1	1		1						5
26	5	4		10	1			19	1		2		9	1			9
22	5	2						5	2						1		16
12	2					1		9						1			5

れた車両に限る。)

第2-5表 消 防 団

団 体 名	分 団 数 等	条 例 定 数	団員数 (人)	うち 女性 団員	消防 団員の 平均 年齢	消 防 ポ ン プ 自 動 車 等 (台)									
						普 通 車	水 槽 付 車	小 型 ポンプ 積載車	小 型 ポンプ 非積載	指 揮 車	無人 航空機 (ドローン)	広 報 車	水 槽 車 小 型 ポ	自 動 二 輪 車	そ の 他
令和 2年	619	15,621	13,934	733	42.1	566	22	290	109	15	1	13	10	7	4
令和 3年	622	15,676	13,763	726	42.8	567	22	291	111	16	1	15	10	7	1
令和 4年	620	15,593	13,542	731	43.3	562	24	291	111	15	1	16	10	7	0
令和 5年	618	15,483	13,332	734	43.8	561	23	290	140	14	3	12	8	7	0
令和 6年	620	15,393	13,126	745	44.2	559	21	291	131	15	3	13	7	7	0
1 さいたま市	66	1,432	1,221	107	51.3	59		6	65						
2 熊 谷 市	34	528	467	13	47.5	32		1				1			
3 川 口 市	30	515	401	27	50.5	29		1							
4 行 田 市	21	305	257	11	48.2	14		5		1		1			
5 春 日 部 市	14	214	193	16	49.8	14									
春日部市春日部	8	214	116	9	50.1	8									
春日部市庄和	6		75	7	49.5	6									
6 羽 生 市	9	225	208	6	43.9	11		1							
7 深 谷 市	26	394	370	17	39.1	25				1					
8 上 尾 市	8	163	132	7	45.2	8									
9 越 谷 市	12	480	382	39	47.7	20		22	3						
10 蕨 市	6	108	89	6	49.7	6		1	6						
11 戸 田 市	8	124	100	9	46.9	7			7						
12 三 郷 市	7	360	286	12	47.4			24	2						
13 蓮 田 市	6	157	131	6	46.2	6			1						
14 伊 奈 町	3	74	64	7	46.0	3									
15 埼玉県南西部	31	606	509	32	45.2	25	2	3	6	3		2			
朝霞市	8	138	122	5	44.2	8		1		1		1			
志木市	6	103	91	4	47.5	4	1	1		1					
和光市	7	130	107	11	46.0	5	1		6	1					
新座市	10	235	189	12	43.1	8		1				1			
16 秩 父 広 域	57	1,990	1,751	56	41.6	10	6	123	3	5		1	4		
秩父市	23	950	883	22	42.2	2	2	71	1	3		1			
横瀬町	5	144	125	4	36.7			12							
皆野町	5	251	168	8	41.6	1	1	9							
長瀬町	2	100	89	11	38.4	7			1	1			1		
小鹿野町	22	545	486	11	42.5		3	31	1	1			3		
17 入間東部地区	23	374	289	25	37.2	23									
富士見市	8	129	96	6	39.4	8									
ふじみ野市	10	135	101	7	36.5	10									
三芳町	5	110	92	12	35.8	5									
18 吉 川 松 伏	22	425	367	22	49.7			21							
吉川市	14	320	269	9	49.4			14							
松伏町	8	105	98	13	50.4			7							
19 児玉郡市広域	28	726	647	26	39.3	22	1	14	3						
本庄市	12	340	304	4	40.3	11		10							
美里町	5	102	86	4	39.0	3		2	3						
神川町	7	174	147	14	39.4	5		2							
上里町	4	110	110	4	36.7	3	1								

現 有 勢 力 状 況

(令和6年4月1日現在)

団 体 名	分 団 数 等	条 例 定 数	団員数 (人)	うち 女性 団員	消防 団員の 平均 年齢	消 防 ポ ン プ 自 動 車 等 (台)									
						普 通 車	水 槽 付 車	小 型 ポン プ 積 載 車	小 型 ポン プ 非 積 載	指 揮 車	無 人 航 空 機 (ドローン)	広 報 車	水 槽 車 小 型 ポ	自 動 二 輪 車	そ の 他
20 坂戸・鶴ヶ島	9	366	300	47	36.7	19	1	1							
	坂戸市	5	283	224	38	35.5	16		1						
	鶴ヶ島市	4	83	76	9	40.2	3	1							
21 比 企 広 域	19	774	674	50	40.0	31	7	4	5			3	3		
	東松山市	6	101	85	9	46.8	4	2				1			
	滑川町	2	60	60	5	35.8	4								
	嵐山町	2	110	102	7	40.0	4	1							
	小川町	2	130	119	11	37.7	6	2		3		1			
	吉見町	2	115	93	6	38.0	6								
	ときがわ町	3	139	117	7	36.5	5	2	1	2		1			
	東秩父村	2	119	98	5	38.3	2		3				3		
22 川 越 地 区	18	459	357	26	42.9	18		1	1	2					
	川越市	12	330	252	18	43.2	12		1	1	1				
	川島町	6	129	105	8	42.3	6			1					
23 埼玉県央広域	31	676	648	25	46.2	30		1	13			1			
	鴻巣市	15	357	338	15	46.6	14		1	9		1			
	桶川市	10	184	183	7	46.2	10								
	北本市	6	135	127	3	45.2	6			4					
24 西 入 間 広 域	14	383	354	34	35.5	12	2	8	2		3	2			
	毛呂山町	5	185	159	20	34.7	5	1	4		1	1			
	越生町	6	103	103	7	33.0	4	1	1		1				
	鳩山町	3	95	92	7	39.9	3		3	2	1	1			
25 埼 玉 西 部	42	1,498	1,204	55	39.1	44	2	29	6	3		1		7	
	所沢市	10	326	261	23	40.9	10								
	飯能市	11	365	324	6	38.9	5	1	14	5		1			
	狭山市	7	333	232	9	39.8	13		5		1				
	入間市	7	313	226	7	38.9	11	1	8		1				
	日高市	7	161	161	10	36.4	5		2	1	1			7	
26 埼 玉 東 部	61	1,415	1,166	47	47.8	69		6	8			1			
	加須市	21	445	384	8	45.4	21								
	久喜市	10	401	311	11	47.6	25								
	幸手市	8	195	153	5	48.2	8								
	白岡市	8	142	115	5	50.1	7								
	宮代町	6	98	87	8	55.1			6						
	杉戸町	8	134	116	10	48.2	8			8		1			
27 草 加 八 潮	8	467	401	21	47.6	14		19							
	草加市	5	230	207	15	50.0	10		4						
	八潮市	3	237	194	6	45.0	4		15						
28 寄 居 町	7	155	148		40.9	8									

注1 秩父市は分団制ではなく、部制としている。

注2 本表中の「普通車」とは、「消防ポンプ自動車」である。

注3 本表中の「水槽付車」とは、「水槽付消防ポンプ自動車」である。

第2-6表 年別消防組織一覧

(各年4月1日現在)

区分 年別	消 防 本 部			消 防 団		
	消防本部数	署数	出張所数	消防団数	分団数	消防団員数
昭和 26年	6	6		248	323	70,135
31年	9	12		328	108	1,145
36年	15	24		588	95	864
41年	30	33		1,197	94	748
46年	42	67		2,196	92	702
51年	46	123		4,019	91	637
56年	47	152		5,060	89	615
61年	49	169		5,655	89	610
平成 3年	49	179		6,228	89	598
8年	45	188		7,345	89	600
13年	41	194		7,759	92	612
18年	36	66	132	7,992	74	599
19年	36	65	133	8,000	73	598
20年	36	66	131	8,044	71	598
21年	36	66	131	8,063	71	604
22年	36	66	131	8,097	71	585
23年	36	66	131	8,117	70	585
24年	35	65	132	8,154	67	617
25年	28	65	131	8,208	64	618
26年	28	64	130	8,272	64	618
27年	28	64	129	8,318	64	618
28年	27	64	129	8,372	64	616
29年	27	64	129	8,428	64	617
30年	27	64	129	8,480	64	618
令和 元年	27	64	130	8,519	64	619
2年	27	64	130	8,576	64	619
3年	27	64	129	8,602	64	622
4年	27	64	127	8,642	64	620
5年	26	64	126	8,643	64	618
6年	26	63	127	8,693	64	620

注 昭和32年から平成13年の数値は、署・出張所数の合計。

第2-7表 消防機械の保有数の推移

(各年4月1日現在)

区分 年別	消 防 本 部 ・ 消 防 署 (台)						消 防 団 (台)				
	普通車	水槽付車	はしご車	化学車	救急車	その他	普通車	水槽付車	小型ポンプ積載車	小型ポンプ非積載	その他
昭和28年	13	10					276			414	5
33年	14	20				16	370	25		991	25
38年	25	29	2		9	19	434	28		1007	10
43年	36	46	7	8	40	26	500	24		872	43
48年	84	82	21	29	89	99	599	42		540	98
53年	109	125	29	39	141	151	551	29		364	152
58年	119	152	43	41	170	379	567	28		387	214
63年	132	169	45	45	194	449	593	24		371	244
平成 5年	136	179	64	48	216	482	602	19		398	301
10年	158	168	67	51	225	525	590	20		397	362
15年	156	176	66	51	236	523	580	22	331	98	23
19年	155	171	65	50	246	539	576	24	318	100	34
20年	157	172	64	49	251	537	573	24	307	103	35
21年	154	177	63	49	253	543	574	22	302	115	36
22年	154	173	63	49	254	552	572	22	291	114	36
23年	150	175	63	49	255	548	569	24	305	93	35
24年	151	175	62	47	253	544	574	23	297	101	35
25年	152	172	63	46	257	548	574	23	299	101	36
26年	157	168	62	44	260	556	571	23	302	103	40
27年	158	167	61	42	260	557	568	23	301	100	43
28年	162	164	62	42	262	561	566	23	300	111	46
29年	162	167	62	41	264	573	564	23	298	105	46
30年	167	164	60	41	269	572	566	22	292	107	45
令和元年	168	162	61	41	274	585	567	22	291	109	49
2年	171	162	61	41	283	571	566	22	290	109	50
3年	175	161	61	40	287	582	567	22	291	111	50
4年	178	159	59	39	289	596	562	24	291	111	49
5年	177	159	57	38	294	599	561	23	290	140	44
6年	177	159	57	38	298	599	559	21	291	131	45

注1 平成15年度から消防団欄に「小型動力ポンプ積載車」を設け、「小型動力ポンプ」・「その他」を別にした。

注2 本表中の「普通車」とは、「消防ポンプ自動車」である。

注3 本表中の「水槽付車」とは、「水槽付消防ポンプ自動車」である。

注4 本表中、消防本部・消防署欄の「その他」とは、「指揮車」、「救助工作車」及び「資機材搬送車」等をいい、消防団欄の「その他」とは、「指揮車」及び「広報車」等をいう。

第2－8表 消防・緊急業務用無線通信施設等の現況

(令和6年4月1日現在)

区分 消防本部名		無線 局数 計	固 定 局			基地局及び携帯基地局					移 動 局		その他 の 無線 局数	テレビ 監視
			局 数		その他 の局の 電波数	局 数		電波の数			陸上 移動 局数	携帯 局数		
			多重	その他		基 地 局	携 帯 基 地 局	統 制 波	主 運 用 波	活 動 波				
計		4,804	4	30	2	35	0	66	22	75	4,965	0	0	13
1	さいたま市	1,030				2		3	1	9	1,037			2
2	熊谷市	83				1		3	1	2	82			
3	川口市	291				2		3	1	4	299			2
4	行田市	53									53			
5	春日部市	133				1		3	1	2	132			
6	羽生市	43				1		3	1	2	42			
7	深谷市	140				1		3	1	3	139			2
8	上尾市	218				1		3	1	3	217			1
9	越谷市	131				1		3	1	2	134			
10	蕨市	44				1		3	1	2	78			
11	戸田市	103				1		3	1	2	102			
12	三郷市	106				1		3	1	2	105			
13	蓮田市	26				1		3	1	2	25			
14	埼玉県南西部	314	2	30	2	1		3	1	3	282			1
15	秩父	93				2		3	1	3	90			2
16	入間東部地区	142				1		3	1	2	141			
17	吉川松伏	45				1		3	1	2	44			3
18	児玉郡市広域	128				1		3	1	2	127			
19	坂戸・鶴ヶ島	65									115			
20	比企広域	103									206			
21	川越地区	215				1		3	1	3	217			
22	埼玉県央広域	186				2		3	1	3	184			
23	西入間広域	55									66			
24	埼玉西部	419	2			10		3	1	13	412			
25	埼玉東部	391				1		3	1	6	390			
26	草加八潮	247				1		3	1	3	246			

注 固定局のうち「多重」とは、多重無線伝送を行う固定局をいい、「その他」には、同報無線等が該当する。

第 2 - 9 表 携帯電話等の整備状況

(令和6年4月1日現在)

団 体 名		救急車両数	救急車整備携帯電話数		衛星携帯電話保有数 (消防本部)
				うち災害 時優先	
計		298	360	260	50
1	さいたま市	42	42	42	5
2	熊谷市	9	8	8	1
3	川口市	19	15	15	4
4	行田市	5	4	4	
5	春日部市	9	18		2
6	羽生市	5	5	5	
7	深谷市	10	10		
8	上尾市	11	21	21	3
9	越谷市	11	20	20	3
10	蕨市	4	4	4	
11	戸田市	6	11	6	
12	三郷市	7	12	12	1
13	蓮田市	5	8	4	
14	埼玉県南西部	15	12	12	3
15	秩父	11	10		
16	入間東部地区	9	17	1	1
17	吉川松伏	5	10	10	
18	児玉郡市広域	8	7	4	
19	坂戸・鶴ヶ島	7	6	6	2
20	比企広域	11	11	5	1
21	川越地区	13	11	11	9
22	埼玉県央広域	12	10	10	2
23	西入間広域	4	4	4	1
24	埼玉西部	26	26	25	7
25	埼玉東部	22	38	11	1
26	草加八潮	12	20	20	4

第2-10表 化学消火薬剤の備蓄状況

(令和6年4月1日現在)

団 体 名							粉末合計 (キログラム)	粉末消火剤				
		液剤合計 (キロリットル)	たんぱく系		合成界面活性剤	水成膜泡消火薬剤						水溶性液体用 泡消火薬剤 (耐アルコール用)
			3 % 型	6 % 型								
計		104.50	3.68		98.20	1.90	0.72	306			306	
1	さいたま市	30.65			30.65							
2	熊谷市	7.79			7.79							
3	川口市	4.58	0.08		4.50							
4	行田市	1.30	0.30		0.84		0.16					
5	春日部市	1.10			0.50	0.60						
6	羽生市	2.18			1.96	0.22		306			306	
7	深谷市	4.74			4.52	0.22						
8	上尾市	1.40			1.30	0.10						
9	越谷市	5.26			5.04		0.22					
10	蕨市	0.37			0.33	0.04						
11	戸田市	2.00			2.00							
12	三郷市	2.50			2.50							
13	蓮田市	1.70			1.70							
14	埼玉県南西部	5.93	0.28		5.41	0.24						
15	秩父	0.48			0.48							
16	入間東部地区	2.54	1.74		0.80							
17	吉川松伏	1.48			1.48							
18	児玉郡市広域	2.68			2.68							
19	坂戸・鶴ヶ島	0.46			0.46							
20	比企広域	2.59	0.04		2.55							
21	川越地区	7.00	1.08		5.92							
22	埼玉県央広域	3.42			3.38		0.04					
23	西入間広域	0.47			0.17		0.30					
24	埼玉西部	1.93	0.16		1.29	0.48						
25	埼玉東部	4.53			4.53							
26	草加八潮	5.42			5.42							

第2-11表 消 防 本 部

区 分 消防本部名		合計 (A) + (B) + (E)	消 火 栓			小 計 (B) = (C) + (D)				公 設 (C)			
			小計 (A)	公設	私設	防火水槽			井 戸	防火水槽			井 戸
						100m ³ 以上	40～100m ³ 未満	20～40m ³ 未満		100m ³ 以上	40～100m ³ 未満	20～40m ³ 未満	
令和 2年		115,684	68,791	68,454	337	900	27,609	13,936	2,457	369	12,819	6,106	2,052
令和 3年		116,665	69,616	69,272	344	916	27,760	13,914	2,448	375	12,707	6,135	2,051
令和 4年		117,833	70,791	70,447	344	937	27,886	13,978	2,436	376	12,766	6,218	2,040
令和 5年		118,172	70,913	70,570	343	956	28,117	13,939	2,430	381	12,821	6,183	2,034
令和 6年		118,423	71,099	70,761	338	968	28,204	13,935	2,415	382	12,824	6,196	2,024
1	さいたま市	16,786	12,318	12,250	68	128	2,009	2,121		89	490	435	
2	熊 谷 市	4,901	2,824	2,819	5	16	690	719	599	5	285	284	419
3	川 口 市	9,887	7,164	7,108	56	59	622	1,938		25	228	665	
4	行 田 市	2,268	818	810	8	1	135	50	1,264	1	39	24	1,221
5	春日部市	3,237	2,016	2,008	8	44	701	439		19	337	157	
6	羽 生 市	1,238	385	385		5	318	358	149		150	238	134
7	深 谷 市	5,319	2,808	2,808		18	1,755	414	262	3	1,135	375	249
8	上 尾 市	4,618	2,844	2,844		48	572	1,114		20	161	356	
9	越 谷 市	3,185	1,774	1,774		148	1,104	81		60	388	50	
10	蕨 市	916	604	604		22	211	69		8	13	52	
11	戸 田 市	2,231	1,377	1,377		10	819	6		5	198	2	
12	三 郷 市	1,673	1,136	1,126	10	37	446	0		6	140		
13	蓮 田 市	732	517	517		4	164	25			76	9	
14	埼玉県南西部	5,107	3,132	3,085	47	137	1,760	0		32	845		
15	秩 父	3,281	1,166	1,143	23	10	1,666	394		7	1,596	373	
16	入間東部地区	5,048	3,197	3,197		3	1,165	657			116	148	
17	吉 川 松 伏	1,583	1,123	1,116	7	17	399	20		9	219	20	
18	児玉都市広域	3,668	2,290	2,290		3	989	211	141	3	905	211	
19	坂戸・鶴ヶ島	2,369	980	980		14	844	488		11	349	359	
20	比 企 広 域	5,642	3,608	3,545	63	16	1,456	401		8	903	188	
21	川 越 地 区	4,922	2,968	2,967	1	11	1,316	538		4	491	492	
22	埼玉県央広域	3,925	2,216	2,216		12	759	855		1	335	512	1
23	西入間広域	1,384	596	593	3	18	567	182		2	368	149	
24	埼 玉 西 部	12,391	6,279	6,270	9	25	3,853	2,068		9	1,144	735	
25	埼 玉 東 部	8,221	4,767	4,737	30	41	2,552	598		17	1,485	323	
26	草 加 八 潮	3,891	2,192	2,192	0	121	1,332	189		38	428	39	

別 水 利 の 現 況

(令和6年4月1日現在)

私 設 (D)				そ の 他						
防火水槽			井 戸	小 計 (E)	河川 溝等	海 ・ 湖	プ ル	濠 ・ 池等	下 水 道	そ の 他
100m ³ 以上	40~100m ³ 未満	20~40m ³ 未満								
531	14,790	7,785	405	1,991	211	3	1,280	147	0	350
541	15,053	7,779	397	2,011	211	3	1,296	147	0	354
561	15,120	7,760	396	1,805	211	3	1,308	173	0	110
575	15,296	7,756	396	1,817	203	3	1,293	195	0	115
586	15,380	7,739	392	1,802	202	3	1,291	192	0	114
39	1,519	1,686		210			181	9		20
11	405	435	180	53			50	3		
34	394	1,273		104			89	3		12
	96	26	43	0						
25	364	282		37			31	4		2
5	168	120	15	23			18	1		4
15	620	39	13	62	5		41	13		3
28	411	758		40			40			
88	716	31		78			60	7		11
14	198	17		10			10			
5	621	4		19			18			1
31	306			54	25		29			
4	88	16		22	1		14			7
105	915			78			61	3		14
3	70	21		45		1	37	7		
3	1,049	509		26			20	2		4
8	180			24			19			5
	84		141	34			34			
3	495	129		43			43			
8	553	213		161			56	105		
7	825	46		89			87	2		
11	424	343		83	27		53	1		2
16	199	33		21	2	2	13	4		
16	2,709	1,333		166	3		128	7		28
24	1,067	275		263	139		102	21		1
83	904	150		57			57			